

制度融資をご利用の方へ

注: 中小企業支援資金(短期)は保証料補助の対象外です

<信用保証料補助制度について>

■藤沢市の信用保証補助制度は、藤沢市の制度融資を利用する際に、神奈川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)へ支払った信用保証料の90%(20万円を限度額)を市が補助する制度です。

■補助の対象となる融資制度は、次のとおりです。

- ①中小企業支援資金(貸付期間1年超のもの または設備導入特別資金) ②景気対策特別資金
③小規模企業緊急資金 ④創業支援融資(キ)とするスタートアップ)

※④のみ信用保証料の100%を補助(20万円を限度額とする)

■補助金の交付を受けるには申請が必要になります。

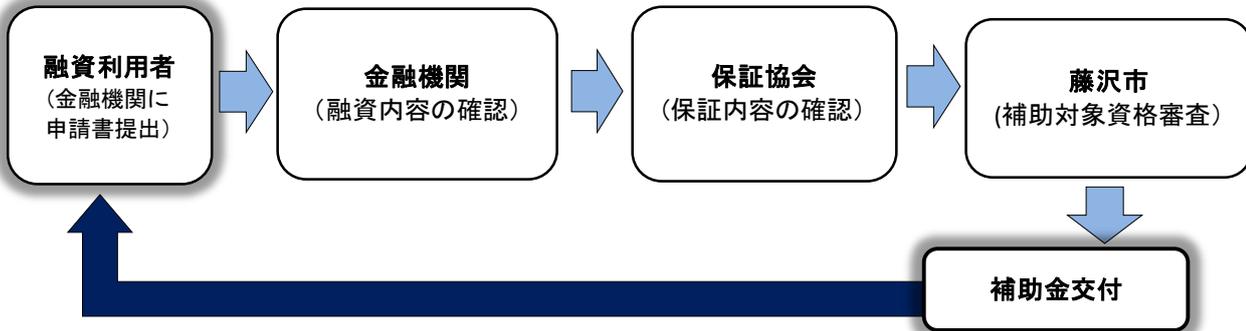
融資実行が決定した際に、同意事項等をご確認の上、金融機関に「保証料補助金交付申請書兼同意書」(以下申請書という。)を提出してください。

■申請書は、融資お申込の際に窓口(公益財団法人 湘南産業振興財団)で直接お渡しいたします。

補助金交付は四半期ごとに行っています。申請書を金融機関に提出された後、金融機関と保証協会が内容を確認し、市が審査をして、4月・7月・10月・1月のいずれかでとりまとめて交付します。

■申請書の記入方法については、裏面をご覧ください。記入漏れ・押印漏れ等が無いようお願いいたします。

融資実行後から信用保証料補助金が交付されるまでの流れ



●融資実行が決定した際に、金融機関へ「信用保証料補助金交付申請書兼同意書」を提出してください。

●補助対象資格審査の結果について、文書にて通知します。

●交付の対象となる方には「補助金交付決定通知書」を、対象とならない方には「補助金不交付決定通知書」をお送りいたします。(市税の滞納がある場合は対象となりません。)

●融資を受けた後、市外に主たる事業所を有した場合は、補助対象となりません。

●申請書に記入された指定口座に補助金を振り込みます。



申請書の記入方法については、裏面をご覧ください。(※なお、書類に不備があると、交付できない場合がありますのでご注意ください。)

お問い合わせ

〒251-0052 藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館(ミナパーク)2階
公益財団法人 湘南産業振興財団
TEL 0466-21-3813(融資担当)

